

第1条 (名称)この会を前橋陸軍予備士官学校相馬原会(略称 相馬原会)と称す。

第2条 (会員)この会は前橋陸軍予備士官学校卒業生及び学校関係者の  
三親等以内の親族とその関係者を以って構成する。  
但し、その関係者とは、役員会の承認を得て会員とする。

第3条 (目的)この会は慰霊と会員相互の親睦を目的とする。

第4条 (組織)この会は各期会の連合体と共に、二世会、三世会を含めた会とする。

第5条 (役員)この会は次の役員をおく。

会 長	1名
副 会 長	若干名
幹 事 長	1名
理 事	若干名
事務局長	1名
会 計	2名
監 査	2名

役員会の任期は2年とする。但し再選を妨げない。

第6条 (会議)この会は次の会をおく。

総 会 総会は2年ごとに開催する。

役 員 会 役員会は必要に応じて開催する。

第7条 (事務局)この会は東京に事務局をおく。

第8条 (事業)この会は第3条の目的を達成するため次の行事を行う。

- 1.慰霊碑合祀祭(2年ごと)
- 2.友魂記念館合同拝観式(2年ごと)
- 3.靖國神社合同慰霊祭(5年ごと)
- 4.靖國神社年次礼拝(7月13日 みたままつり)
- 5.その他役員会で決定した事業

第9条 (会計)この会の会計は事業協賛金及び寄付金を以って充てる。

慰霊碑並びに友魂記念館建立協賛金に剰金を生じたるときは、  
これを基金として運用する。基金運用規定は別に定める。

第10条 この会則は役員会を以って協議し、会長が定める。